

犬及び猫等の譲渡実施要綱

平成 18 年 4 月 1 日制定
平成 20 年 9 月 1 日一部改正
平成 21 年 4 月 1 日一部改正
平成 26 年 3 月 26 日全部改正
平成 30 年 8 月 31 日一部改正

動物愛護ふれあいセンター犬及び猫等の譲渡要綱（平成 18 年 4 月 1 日制定、平成 26 年 3 月 26 日最終改正）の一部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第 12 条に基づき、さいたま市動物愛護ふれあいセンター（以下「センター」という。）において犬又は猫等の譲渡を実施し、市民の動物愛護の意識の高揚と動物の適正な飼養管理の普及啓発に寄与することを目的とする。

（譲渡）

第 2 条 センター所長は、条例及びこの要綱に定めるところに従い犬又は猫等を希望する者又は団体に譲渡することができる。

（譲渡対象動物）

第 3 条 譲渡対象動物は、条例第 12 条第 1 項各号に規定する犬又は猫等並びにセンターで飼養管理する犬又は猫等で、かつセンター所長が処分することができる動物とする。

（譲渡対象者）

第 4 条 譲渡の対象者は、飼養を希望する者のうち、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第 5 条第 1 号から第 4 号の規定に適合するほか、規則第 5 条第 5 号に規定される市長が必要と認める条件として、個人飼養者においては別表第 1 - 1 に定める基準に、団体譲渡対象者においては別表第 1 - 2 に定める基準に適合する者とする。

（委任）

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、実施にあたって必要な事項は、センター所長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日保保動第 2879 号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに動物譲渡申請書（規則様式第 6 号）を提出した者に対する第 4 条の規定については、規則第 4 条第 1 号から第 4 号並びに旧要綱第 5 条第 1 項及び様式第 5 号の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 31 日から適用する。

別表第 1-1 (第 4 条関係)

譲渡対象者の基準(個人飼養者)

- 1 市内に住所を有する成人で、市内で飼養できること。ただし、譲渡事業推進のため、センター所長が必要と認めた場合はこの限りではない。
- 2 飼い主の不慮の事故等予期しない事態が発生した場合に、譲渡対象動物の長期の世話を引き受けるほか、動物を終生飼養することが困難となった場合に代わりに飼養ができる者(以下「飼養引受人」という。)があり、同意の旨の署名が得られること。
- 3 飼養に関して、同居する家族あるいは同居者全員の同意があること。
- 4 飼養場所が集合住宅又は賃貸住宅においては、犬又は猫等の飼養が承認されていることが、管理規約や賃貸契約書の写し等で提出し証明できること。
- 5 過去において、動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 1 項の規定に基づく引取りを自治体に依頼していないこと。
- 6 譲渡対象動物に不妊・去勢手術を行えること。
- 7 誓約書(様式第 1 号)の内容を理解かつ遵守し、センター所長あて提出することができること。

別表第 1-2 (第 4 条関係)

譲渡対象者の基準(団体譲渡対象者)

- 1 新たな飼い主探しを非営利の活動として行う団体又は個人であること。
- 2 動物の愛護と適正飼養の趣旨を理解し、さいたま市の動物愛護事業に協力的であること。
- 3 団体等の所在地あるいは活動拠点が市内に存し、その代表者あるいは会員に市内に在住する成人がいること。
ただし、譲渡事業推進のため、センター所長が必要と認めた場合はこの限りではない。
- 4 団体の場合は規約、役員名簿、会員名簿、活動概要書、一時飼養会員名簿及び主たる一時飼養場所の見取り図を提出すること。
- 5 個人の場合は活動概要書及び主たる一時飼養場所の見取り図を提出すること。
- 6 譲渡動物の保管にあたり、適正に飼養できる環境を有し、近隣の生活環境に悪影響を及ぼす恐れのないこと。
- 7 飼養場所が集合住宅又は賃貸住宅においては、犬又は猫等の飼養が承認されていること。
- 8 新しい飼い主に対して、譲渡対象動物を適正に飼養するための必要な知識等を教示することができること。
- 9 誓約書(様式第 2 号)の内容を理解かつ遵守し、センター所長あて提出することができること。

誓 約 書

このほど、私は（犬・猫・その他（ ））の譲渡を受けるにあたり、次の事項を遵守し、模範的な飼い主となることを誓約します。

- 1 動物の本能、習性等を理解し、健康及び安全を保持するとともに、人の生命、身体、若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑をかけないよう飼い主の責任を十分に自覚し、適正に終生飼養します。
- 2 犬については、譲り受けた日から 30 日以内に登録及び狂犬病予防注射接種の義務を果たし、鑑札及び注射済票を必ず犬に装着させます。また、係留や施設内飼養等、確実な逸走防止措置を行います。
- 3 犬・猫については、雌雄によらず不妊・去勢手術を実施します。
- 4 猫については、必ず室内飼養をし、確実な逸走防止措置を行います。
- 5 1 から 4 のほか、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「家庭動物等の飼養又は保管に関する基準」、「さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例」、また、犬については「狂犬病予防法」に定められた事項を遵守します。
- 6 譲渡を受けた動物を使用して、営利を目的とした行為は行いません。
- 7 譲渡を受けた動物に病気、行動、その他の問題があった場合、あるいはその動物により問題が起きた場合も、さいたま市に対してその責任を一切問いません。また、損害を受けた場合も賠償を請求しません。
- 8 動物愛護ふれあいセンターが実施する譲渡後の講習会等に積極的に参加するとともに、調査等についても協力します。
- 9 やむを得ず飼養が困難となった場合には、飼養引受人へ再譲渡するとともに、動物愛護ふれあいセンターに連絡します。
- 10 譲渡後に元の飼い主が判明した場合は、その後の飼養について当事者同士で話し合いを行い、さいたま市に対して、その責任を一切問いません。
- 11 譲り受けた動物の飼養管理について不適正な事項があった場合は、改善の指示に従います。

平成 年 月 日

さいたま市動物愛護ふれあいセンター所長 様

氏 名 (印)
住 所
生年月日
電話番号

[1 枚目に押印の上、1 枚目をセンターへ提出のこと]

センター使用欄

管理番号	譲渡番号

誓約書 (団体)

私は、新たなる飼い主を探す目的で譲渡動物を譲り受けるにあたり、次の事項を遵守するとともに、動物愛護ふれあいセンターが行う動物の愛護及び適正飼育の普及啓発活動を理解し、協力することを誓約します。

記

- 1 「動物の愛護及び管理に関する法律」「さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例」また、犬にあっては「狂犬病予防法」に定められた事項を遵守します。
- 2 譲渡動物を営利目的で扱うことを行いません。
- 3 譲渡動物に病気、行動、その他の問題があった場合、あるいはその動物によって問題が起きた場合も、さいたま市にその責任を一切問わず、それらの損害の賠償を請求いたしません。
- 4 本誓約内容を遵守していないことが明らかになった場合、譲渡対象者の登録を取り消され、動物愛護ふれあいセンターからの譲渡を中止されても不服を申し立てません。
- 5 動物愛護ふれあいセンターが行う調査及び指導等に協力するとともに不適正な事項があった場合には改善の指示に従います。
- 6 動物愛護ふれあいセンター所長が別途定める、登録譲渡団体の遵守事項に従います。

平成 年 月 日

さいたま市動物愛護ふれあいセンター所長 様

活動(団体)名称

氏 名

㊞

(団体にあっては代表者氏名)

住所・所在地

電 話 番 号

[1枚目に押印の上、1枚目をセンターに提出のこと]